



南のかぜだより

*** 第7号 ***
 2018年 夏号
 発行 特定非営利活動法人
 ソーシャルネット南のかぜ

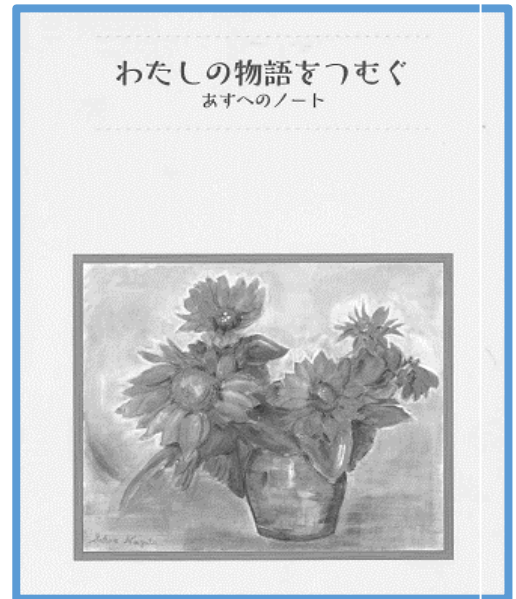
「わたしの物語をつむぐ あすへのノート」 キャッチコピーは、「終活ノートと呼ばないで！」

日野市にある青い鳥福祉会の協力を得て、親なきあとのことや成年後見制度について何度も意見交換を重ね、「障がい者の親や障がい者だけではなく、今の私たちにも家族にも必要なノートにしたいね」という思いがわき上がりました。使い方や工夫を加えてユニバーサルデザインをコンセプトとしたノートが出来上がり、現在、講演会等を通じて普及活動を行っています。

最初に頁をめくると、「この物語の主人公はわたしです」という出だしから始まります。わたしには誰もがなることができます。例えば、障がい者の親御さんがわたしになって、まずこのノートを書いてみてください。そして、次にわたしを障がいのあるお子さんに置き替えてお子さんの気持ちになってこのノートを作成します…、今まで気づけなかったお子さんの思いに気づくことができるかもしれません。ノートの説明会で、夫の分や両親の分をお買い下さる方も多いです。家族の数だけノートは必要になります。ノートの中のアクセント、ひまわりと止まり木の小鳥カット、タンポポの綿毛カットは会員の手書きによるものです。

- 第1章は、「未来のわたし」** - 未来には夢と希望があります。
- 第2章は、「わたしについて」** - 今の自分を見つめることができます。
- 第3章は、わたしの年表やわたしを真ん中に置いたソーシャルサポート(関係する人々等)をマップに書き入れます。**書き進めて行くうちに、支えられ・支えていることを思い、生きる希望や力強さがわいてきます。
- 第4章は、「託したい人へ つなぎたい人へ」**です。子どものいない人、後見人のことなど考えていない人もこのチェックリストや介護や成年後見制度、遺言などの説明や、コラムなどを読んで試してください。託す人がいない方も今はメモとしてお使いください。きっといつか役に立つ日が来ると思います。

その他、財産に関すること(銀行預貯金や、暗証番号、ローン、クレジットカード、パスワードなど)の情報を最終頁に「袋とじ」ができるようにしています。また、処方箋袋を透明なクリアケースの中に随時入れ替えられるようにしています。皆様の知恵とアイデアでわたしの物語をつむいでください。そしてご意見をおきかせください。



<一口メモ>

熱中症対策

夏バテの
水分補給は大事！！
水より緑茶より麦茶
が良いそうです！！



弁護士による専門相談(有料・予約制)

～遺言・相続・成年後見制度・任意後見制度利用

日時：毎月第2木曜日①13：30～②14：30～

相談料：30分 5000円

場所：ソーシャルネット南のかぜ事務所

一般相談(随時受付・要予約)

～福祉・介護保険・障害者総合支援法

・成年後見制度・権利擁護に関する事～

初回2時間まで無料(来所相談・訪問相談・初回のみ電話相談)

TEL・FAX 042-379-8485



ソーシャルネット南のかぜの権利擁護活動に関する取り組み

南多摩地域及びその周辺地域に対して、判断能力が不十分でも、どんなに認知症が進行しても「生きていてよかった」と思えるように、社会福祉士と弁護士がチームを作りました。身近な地域で支えあう人が活動できるように、権利擁護活動に関する事業や、支援者を支える事業を行い、市民が地域で安心して暮していけるように地域福祉の増進に寄与することを目的としています。そして権利擁護講座を学んだ地域の方々が専門職とペアを組んで法人による監督のもと後見活動を行っています。

地域後見人の

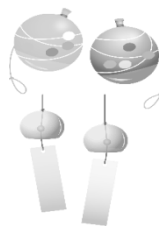
活動を通じて

小川弘子

子どもの障害が成年後見制度と関わるきっかけとなりました。「子どもの将来を誰に託すか」は常に課題でした。某大学の市民後見人養成講座を受講。子の将来は法人後見人に託すという思いを強くした一方、成年後見人の法律的な責任や何よりも利用者の人生を背負いこむ責任の重さを痛感、活動には繋がらずにいました。そんな折、南のかぜの法人後見人としての活動を知り、権利擁護講座を受講し入会。平成28年より地域後見人としての活動を開始しました。長年福祉に関わって来たボランティア専門職の会員とペアを組んでの活動で実践を積んでいくため、私でも地域後見人としての活動に参加できたと実感しています。会員達が活動を検討し合い、みんなでみていく透明性も魅力です。皆さんも地域後見人になり一緒に活動しませんか。

嶋田典子

地域後見人としての活動のきっかけは、以前仕事で一緒だった方から権利擁護講座のお誘いをうけ、いつかは役立つ事もあるかもしれないと思い講座を受講しました。その後、地域後見人として活動してみないかとの話がありましたが、私にできるか大変不安でした。福祉の資格も経験もあまりない私でしたが、南のかぜの会員の「大丈夫できるから」との言葉を信じて自分の勉強にもなるかなと思いついて活動を始めました。被後見人が自分らしく穏やかな生活が出来るお手伝いができるかと思っています。訪問を楽しみに待っていただいていて明るく元気なお顔をみると、成年後見制度、地域後見人が身近なものになっただけ良いと思います。



法律コラム

元公証人・弁護士 小田泰機

40年ぶりに相続法が改正される予定です。

高齢化社会が益々進展する等、現在の民法等のルールでは十分に対応仕切れなくなったためです。改正法の内容は多岐にわたりますが、新しく創設されることとなった配偶者居住権について簡単に紹介します。

改正法では、例えば、夫所有の建物で夫婦が同居し、夫が死亡して相続が開始した場合、妻は、この建物について、無償で終身（要するにタダで死ぬまで）住める権利を取得できると定められています。この権利を配偶者居住権といい、原則、遺産分割（相続人間の話し合い）あるいは遺贈（夫の遺言）で取得できるとされています。

この権利が認められると、居住に重きを置けば、妻が建物の所有権を相続することは必ずしも必要ではなくなります。妻は配偶者居住権を相続し、他の共同相続人が建物の所有権を相続するといったことが可能になります。それでどうなるかといえば、続きがあるのですが、与えられた字数を超えました。改正法については新聞やインターネットのウェブサイトにも相当詳しく書かれていますので、関心のある方はそちらを参照してください。

2018年度の今後の主な予定

- ・会員連絡会(隔月開催) 次回 9/11(火)
- ・「私の物語をつむぐノート」説明会
 - ① 日野市地域包括支援センター 7/24(火)
 - ② NPO 法人愛隣舎 7/30(月)
- ・法律事例検討会 7/27(金) 8/24(金) 9/21(金)
- ・モニタリング 9/21(金)
- ・権利擁護講座・・各回とも3回シリーズ
 - 第二回 9/15(土) 9/22(土) 9/29(土)
 - 第三回 2019/1/24(木) 1/31(木) 2/7(木)
 - 1日目 「任意後見制度の実際」
 - 2日目 「法定後見制度の実際」
 - 3日目 「成年後見制度利用申立の実務と後見活動の実際」

2017年度事業報告と2018年度の事業目標

2017年度も前年度に引き続き、私たちソーシャネット南のかぜが使命とする誰もが「生きていてよかった」と思えるように、そして、身近な地域で支え合う人が活動できるように権利擁護に関する事業や支援者を支える事業を行い、市民が安心して暮らして行けるように地域福祉の増進に寄与することをテーマに実践してまいりました。

2018年度は次の5つの目標を定め地域に貢献していきます。

- (1) 権利擁護に関する相談から成年後見制度の実施に向けた活動を促進。
- (2) 地域後見人の育成と活動の促進。
- (3) 法人運営の財源の安定確保。法人後見受任事業等の業績を伸ばす。
- (4) 法人としてのコンプライアンスを遵守するため事例検討・モニタリング・スーパービジョンの実施。
- (5) 「わたしの物語をつむぐ あすへのノート」活用促進。

新理事の挨拶 大庭百合子

私の30年の実践の中で、アスペルガーで苦悩されている方々との出会いは、私の人生観を大きく変えるものでした。彼らは、空気を読まない、すぐ激昂する等誤解され、読まないのではありませんが、脳構造上読めないのだと気づきました。その経験から、障害をお持ちの方々の課題を一方的に拾い上げ、そ

の解決策を模索する支援に虚しさを覚えました。もっと障害者の生き辛さに我々が感度を上げ、気づき理解を深めなければいけない、もし課題があるならば、それは社会の課題であり、改善すべきは我々が作ってきた社会の在り方だと思ふようになりました。私はもともとフィールドワークを好んでいきますので、理事として、貢献できるか否かは疑問であります。が、気負わず、無理せず務めさせていただきます。

国家資格・社会福祉士

合格おめでとう

秋山和夫さん

私は、平成26年の設立記念式典時に、会員として入会しました。権利擁護の成年後見人活動に興味を持ちました。介護施設を運営していましたが、成年後見人の役割が多くなっている現状があります。社会福祉士の資格で高齢者に役立つよう努力していきたい。

大輪光宏さん

昨年社会福祉士国家試験に合格し、活動せずに1年経過、今年度は東京社会福祉士会にも入会して基礎研修受講から勉強してまいります。面倒見が悪く対人援助は自信なし。南のかぜでも後見業務は無理だと思いますが、書き物や情宣活動など下支えの仕事でお役にたてればと思います。

小川弘子さん

地域後見人としてスタートしましたが、より広い視野を持つて活動出来ればと社会福祉士の資格を取りました。が、資格取得はスタート地点という思いを強くしています。



ドキュメンタリー映画

「さととにきたらええやん」

居場所の原風景

職場の研修を兼ねた上映会で見て感激しました。この映画は、大阪市西成区釜ヶ崎「日雇い労働者の街」と呼ばれて来たこの街で38年にわたり活動を続ける「こどもの里」の物語です。「さと」と呼ばれるこの場所では0歳からおおむね20歳までの子どもを、障がいの有無や国籍の区別なく無料で受け入れていきます。(解説より抜粋)

「さと」で暮らす高校生のマユミちゃん、自分の通帳からお金を下してお母さんに渡した時、こどもの里の館長、通称デメキンは、「あなたは優しいな。あなたはお母さんの味方なんやね。でも、私はあなたの味方やからな。これはあなたのお金やで(大体そんな感じ)」と言います。彼女のお母さんと思う気持ちは否定しない。全編、優しさに溢れています。映像も生活の場を美しく切り取っています。全国で自主上映などしています。機会があれば、是非、ご覧ください。(田村篤子)

ホットひと息 お金の話

社会福祉士・社労士・FP 音川敏枝

3,000万円ないと老後が厳しい？

お金に関する満足度は人それぞれと分かっているけど、それでも気になるのが巷の情報。

豊かな老後を送るには3,000万円必要？と聞けば、心穏やかでない人も多い。但し、定年・退職時等のお金だけで判断はできないのが現実。高齢期は家庭の事情が複雑に絡み、まさに人生いろいろ・・・

例えば、自宅は賃貸か、持ち家か(マンションか戸建か)、加入年金は厚生年金か国民年金のみか、定年等の後の就労収入の有無などでも違ってく。

確かに言えるのは、現役時代から預貯金や投資などを含めたコツコツ積み立て等や、家計に関し夫婦等のコミュニケーションを大切にしてきたかどうかの差が、就労収入がないリタイア後にジワジワと表面化するということ。

不安がある人はせめて今から、長寿時代に備え我家の家計について関係者と話し、考え、工夫し、実行していくのもいいかも知れない。

5つの生活場面

(個人の権利、生活環境、健康管理と医療、労働と社会生活力の向上、安全な環境)

Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

米国ニュージャージー州の人権保護団体(The Guardianship Association of New Jersey, Inc)が刊行している「日常生活における権利と責任を具体的に理解するために“Where Human Rights Begin: Human Rights and Guardianship for Individuals with Developmental Disabilities”という発達障害 (developmental disabilities) 者のための活動報告書の第1部に自己決定: 権利と責任の例が記載されています。その中の「26の権利と責任“Summary Chart Of 26 Human Rights”」について、この「南のかぜだより」に連載しています。(1. 「Respect」は前号に記載)。26の権利は5つの主要領域に分類されています。すなわち個人の権利 (Personal Right)、生活環境 (Living Arrangement)、医療 (Health Care)、労働と新しい生き方の構築 (Work & Habilitation)、安全な環境 (Safe Environment)の5つです。前回までに第1の生活場面の5つの権利について連載してきました。今回より、第2の生活場面、生活環境 (Living Arrangements) に関する権利の連載が始まります。

6. 「Services」について

Right: 「To have services that you need like a safe and clean place to live」

Sample Responsibilities : 「To follow safety rules」

「To take care of your home」

自分が必要とするサービスを受ける権利があると示されています。

例として、安全で清潔な住まいを提供されることが挙げられています。

その一方で、その権利に対して、①安全規則に従う事と、②自分の家を管理する事の2つの義務が挙げられています。求めるサービスを受けるには、守らなければならないルールがあることを教えています。

(小川弘子)

手作り会を開催して

定期的な会員が集まり、バザーに向けて作品作りをしています。ネクタイを使ったネックレスやシュシュを作りました。素敵な作品が出来上がっています。次回のバザーが楽しみです。(矢島)

編集後記

今年は4年に一度のサッカーワールドカップ、2019年はラグビーワールドカップが日本で開催、そして2020年は東京オリンピック・パラリンピックですね。

2年連続で世界中から大勢の人が来日してお祭り騒ぎになりそう。熱中症にならないように今から体力つけねば! (廣田)

会員募集中です。あなたも会員に!

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員 <入会金> 個人 10,000円
<会費> 個人 12,000円
賛助会員 <入会金> なし
<会費> 個人 3,000円 団体 10,000円

《連絡先》 特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ事務局
〒206-0804 東京都稲城市百村 1620-18
Tel & Fax 042-379-8485
Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp
URL: <http://minaminokaze-social.net/>
営業時間: 10:00~16:00 (土日祝日は除く)

